4　設備規則第四十九条の六の九第五項第一号の総務大臣が別に告示する周波数の範囲は、次の表の上欄に掲げる通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数を、通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔と同じチャネル間隔の陸上移動局の送信周波数帯域の上端及び下端から除いた範囲とする。

通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔（MHz）	周波数（MHz）
［略］	

［5　略］

6　設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1)　基地局等の送信装置

チャネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
［略］	［略］	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局等にあっては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値とする。
五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	一〇・〇五MHz以上	

注1　基地局等が使用する周波数帯（七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以

4　設備規則第四十九条の六の九第五項第一号の総務大臣が別に告示する周波数の範囲は、次の表の上欄に掲げる通信の相手方となる基地局のチャネル間隔に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数を、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔の陸上移動局の送信周波数帯域の上端及び下端から除いた範囲とする。

通信の相手方となる基地局のチャネル間隔（MHz）	周波数（MHz）
［同上］	

［5　同上］

6　［同上］

(1)　基地局の送信装置

チャネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
［同上］	［同上］	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあっては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値とする。
五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	一〇・〇五MHz以上	

注1　基地局が使用する周波数帯（七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下